

[事案 2024-127] 新契約取消請求

・令和7年4月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年6月に契約した積立利率変動型終身保険（通貨指定型）について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と減額返還金および解約返還金との差額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、年末にお金が返ってくると説明されて契約したが、実際にはそのような内容ではなかった。
- (2)外貨建保険は契約しないと伝えていたにもかかわらず、募集人から執拗な勧誘を受けたため、信用して契約した。
- (3)申込時に、募集人の上司から説明されたが、わかりやすい説明ではなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人の上司が、パンフレットを示しながら複数の外貨建保険について説明したところ、申立人は、契約時費用がかからないという理由から本契約を契約した。
- (2)申立人に対して、設計書、契約締結前交付書面、積立利率のお知らせ等を交付し、それらを見せながら説明し、契約内容が固まった時点で、リスクを説明するビデオを確認いただいた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、募集人の上司に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、申立人に対する事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。